

函館市国指定文化財管理費補助金交付要綱

1 趣旨

この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第182条第1項の規定に基づき、市内に存する重要文化財（以下「重要文化財」という。）の維持管理の万全を期するために、重要文化財の所有者が行う管理等の経費に係る補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 補助事業者

補助事業者（この要綱による補助金の交付の対象となる事業を行う者をいう。）は、重要文化財の所有者（以下「所有者」という。）とする。

3 補助対象事業

補助対象となる事業は、所有者が行う次に掲げる事業とする。

（1）防災設備保守点検等

所有者が行う重要文化財である建物等に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備およびこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業

（2）差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理

所有者が行う重要文化財である建物等の維持管理のための差し茅、防蟻防虫および雪降し等小修理

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

（1）防災設備保守点検等に要する経費

（2）差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理に要する経費

5 補助対象経費の範囲

補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1）業務委託費

（2）工事費

（3）設計費

（4）監理費

（5）その他市長が特に必要と認める経費

6 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内の額とする。この場合において、その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、平成3年3月1日から施行する。

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。